

基発0613第7号

平成26年6月13日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について

行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律69号。以下「整備法」という。)については、第186回国会に法案が提出され、平成26年6月6日に成立し、別紙1のとおり、本日公布されたところである。

今般、整備法による労働基準行政関係の法律の主な改正内容について下記のとおり通知するので、貴職におかれては、その趣旨を十分理解した上、関係機関と連携し、行審法及び整備法の円滑な施行について万全を期されたい。

なお、行審法の主な改正内容等については、別紙を参照されたい。

また、行審法及び整備法の施行日は、行審法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、これらの法律は本日から2年以内に施行される予定であることから、必要な政省令等を含め運用の詳細については今後順次示すこととする。

記

第1 主な改正内容(労働基準行政関係)

1 労働者災害補償保険法(整備法第120条関係)

- (1) 保険給付に関する審査請求をしている者は、当該審査請求をした日から三月を経過しても決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができるものとする。
- (2) 保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分に関する審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができないものとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行うものとする。

2 労働保険審査官及び労働保険審査会法（整備法第 139 条関係）

(1) 審査請求

① 労働保険審査官の除斥事由

労働保険審査官（以下「審査官」という。）は、審査請求に係る処分に関与した者等以外の者でなければならないものとする。

② 標準審理期間

厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他適当な方法により公にしておかなければならないものとする。

③ 審査請求の期間

審査請求は、正当な理由があることを疎明したときを除き、審査請求人が処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過したときは、することができないものとする。

④ 審査請求の手續の計画的進行

審査請求人、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下「利害関係者」という。）、厚生労働大臣に指名された関係労働者及び関係事業主を各々代表する者（以下「参与」という。）並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手續において、相互に協力するとともに、審査請求の手續の計画的な進行を図らなければならないものとする。

⑤ 口頭による意見陳述

ア 審査官は、現行の審査請求人に加えて、審査請求があったことについて審査官から通知を受けた利害関係者からの申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければならないものとする。ただし、意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除くこととする。

イ アの意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、利害関係者等を招集してさせるものとする。

ウ 口頭意見陳述において、審査官は、アの申立てを行った者（以下「申立人」という。）のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとする。

エ 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を發することができるものとする。

⑥ 文書その他の物件の提出

ア 審査請求人、審査請求があったことについて審査官から通知を受けた利害関係者及び参与は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができるものとする。

イ 原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができるものとする。

ウ ア及びイの場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならないものとする。

⑦ 審理のための処分

審査官が、文書その他の物件の所有者、所持者又は保管者に対し、当該物件の提出を命ずる処分をする際には、当該物件の提出すべき相当の期間を定めて、行うこととする。

⑧ 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜している等事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、⑤、⑥及び⑦の審査請求の手續（以下この⑧において「特定審査請求手續」という。）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審査請求人又は原処分をした行政庁、利害関係者及び参与を招集し、あらかじめ、特定審査請求手續の申立てに関する意見の聴取を行うことができるものとする。

⑨ 審査請求人等による文書その他の物件の閲覧

ア 審査請求人又は原処分をした行政庁、利害関係者及び参与は、決定があるまでの間、審査官に対し、⑥及び⑦により提出された文書その他の物件の閲覧（電磁的記録にあっては記録された事項を厚生労働省令により定めるところにより表示したものの閲覧）又は当該文書の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができるものとする。この場合において、審査官は第三者の利益を害する恐れがあると認めるとき、その他正当な理由があるときで無ければ、その閲覧又は交付を拒むことができないものとする。

イ アの交付を受ける審査請求人及び利害関係者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないものとする。ただし、審査官は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができるものとする。

(2) 再審査請求

① 秘密保持義務

労働保険審査会（以下「審査会」という。）の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

② 再審査請求期間

再審査請求は、審査請求の決定書の謄本が送付された翌日から起算して二月を経過したときは、することができないものとする。

③ 参加

ア 再審査請求への参加は、代理人によってすることができるものとする。

イ アの代理人は、各自、当該再審査請求への参加に関する一切の行為をすることができるものとする。ただし、再審査請求への参加の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができるものとする。

④ 意見の陳述

ア 意見の陳述は、審査会が審理期日に、全ての当事者を招集してさせるものとする。

イ アの意見の陳述において、審査長は、当該申立てした者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができるものとする。

ウ アの意見の陳述に際し、当該申立てをした者は、審査長の許可を得て、再審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができるものとする。

⑤ その他

(1) の②、④及び⑥から⑨までの規定を再審査請求においても準用するものとする。

(3) 罰則

審査会の委員である者又は委員であった者で、(2)の①に違反して、職務上知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するものとする。

3 中小企業退職金共済法（整備法第145条関係）

中小企業退職金共済制度に係る審査申立て期間を「2月」から「3月」へ延長する他、所要の規定の整備を行うものとする。

4 じん肺法（整備法第146条関係）

(1) 行政不服審査法の改正に伴い、不服申立ては原則として審査請求に

一元化されることから、「不服申立て」の用語を「審査請求」に統一すること。

(2) じん肺管理区分の決定の不作为について、審査請求ができることを明文化するとともに、当該審査請求に係る裁決は、地方じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。

(3) じん肺法における審査請求に係る裁決については、公正かつ慎重な手続きが担保されていると言い得る特段の事情があるため、行政不服審査会への諮問を要しないこととする。

5 社会保険労務士法（整備法第 152 条関係）

(1) 行審法の施行に伴い、社会保険労務士ができることとされている「異議申立て」に係る業務を廃止し、「審査請求」に係る業務に統一すること。

(2) 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が行う試験事務に係る処分又は不作为についての審査請求に関し、厚生労働大臣を連合会の上級行政庁とみなす規定を設けること。

(3) 連合会が行う社会保険労務士名簿の登録に係る登録拒否又は登録取消しについての審査請求に関し、厚生労働大臣を連合会の上級行政庁とみなす規定を設けること。

6 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（整備法第 153 条関係）

(1) 概算保険料及び確定保険料の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとする。

(2) 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとする。

7 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法第 154 条関係）

(1) 特別保険料の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとする。

(2) 特別保険料等の徴収に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとする。

8 労働安全衛生法（整備法第 158 条関係）

- (1) 行審法の施行に伴い、不服申立ては原則として審査請求に一元化されることから、「不服申立て」の用語を「審査請求」に統一すること。
- (2) 指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関が行う事務に係る処分又は不作為についての審査請求に関し、行政不服審査法に規定する処分を変更する権限等の適用について、厚生労働大臣を指定試験機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関等の上級行政庁とみなすこととすること。

9 作業環境測定法（整備法第 160 条関係）

- (1) 行審法の施行に伴い、不服申立ては原則として審査請求に一元化されることから、「不服申立て」の用語を「審査請求」に統一すること。
- (2) 指定試験機関又は指定登録機関が行う事務に係る処分又は不作為についての審査請求に関し、行政不服審査法に規定する処分を変更する権限等の適用について、厚生労働大臣を指定試験機関又は指定登録機関の上級行政庁とみなすこととすること。

10 石綿による健康被害の救済に関する法律（整備法第 333 条関係）

- (1) 一般拠出金の額の決定に関する処分に係る異議申立てを廃止するものとする。
- (2) 一般拠出金等の徴収に関する処分の取消しの訴えに係る不服申立前置を廃止するものとする。

第 2 経過措置等

1 施行期日（整備法附則第 1 条関係）

行審法の施行の日（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行するものとする。

2 経過措置（整備法附則第 5 条関係）

行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例

によるものとする。

3 罰則に関する経過措置（整備法附則第9条関係）

この法律の施行前にした行為並びに附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとする。